2 農畜機第 9 7 2 号 令和 2 年 5 月 1 5 日

各 都道府県知事 殿

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 佐藤 一雄 (公 印 省 略)

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第3の3の(4)のイ、別添2の第3の4の(2)及び別添3の第3の5の(2)に基づく別に定める災害等及び対象期間について

今般の新型コロナウイルス感染症発生による畜産経営への影響を勘案し、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)別添1の第3の3の(4)のイ、別添2の第3の4の(2)及び別添3の第3の5の(2)に基づく理事長が別に定める災害等及び対象期間について、下記のとおり定め、本日から適用することとしたので、通知します。

本事業の実施に当たり、貴都道府県における事業実施主体等に対して周知いただくとともに、指導方よろしくお願いします。

記

1 畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の畜産特別資金融

通事業及び別添2の家畜疾病経営維持資金融通事業は、償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置の設定及び約定償還額の減額に係る特例措置について、対象となる災害等を新型コロナウイルス感染症の発生とし、対象期間を令和2年度とする。

2 畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の家畜飼料特別支援資金融通事業は、償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置の設定に係る特例措置について、対象となる災害等を新型コロナウイルス感染症の発生とし、対象期間を令和2年度とする。